

## 約款別表

別表1 請求書類 別表8 入院 別表10 公的医療保険制度 別表11 不慮の事故 別表12 感染症 別表14 病院または診療所 別表15 手術 別表16 放射線治療 別表17 異常分娩 別表18 生活習慣病 別表19 特定部位表 別表20 女性疾病 別表21 悪性新生物	別表22 上皮内新生物等 別表23 急性心筋梗塞・脳卒中 別表24 糖尿病・高血圧症・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎 別表28 療養 別表29 先進医療 別表30 移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術および給付割合表 別表31 臓器売買等の行為 別表32 特定損傷 別表33 治療
---	---

※別表2、3、4、5、6、7、9、13、25、26、27については、適用することがないため記載を省略しています。

### 別表1 請求書類

#### 1. 保険金、年金、給付金の支払または保険料の払込免除の請求書類

		項目		必要書類
1	死亡保険金	定期保険特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
		終身保険特約 (2022)	第3条	
		生存給付金付定期保険特約 (2022)	第3条	
2	収入保障年金	収入保障特約<逡減型> (2022)	第3条	ア. 第1回の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 収入保障年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
3	死亡による災害割増保険金	災害割増特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
	災害保険金	傷害特約 (2022)	第3条	

4	高度障害保険金	定期保険特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書
		終身保険特約 (2022)	第3条	(3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
		生存給付金付定期保険特約 (2022)	第3条	(4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
5	高度障害年金	収入保障特約<遞減型> (2022)	第3条	ア. 第1回の高度障害年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の高度障害年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
6	高度障害状態による災害割増保険金	災害割増特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
7	生存給付金	生存給付金付定期保険特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
8	生活障害保険金	生活障害保障特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
9	介護保険金	介護保障特約<有期型> (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (第2項第1号アによる介護保険金の場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書
		介護保障特約<終身型> (2022)	第3条	(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

10	軽度介護給付金	介護保障特約<有期型> (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書
		介護保障特約<終身型> (2022)	第3条	(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
11	介護終身年金	介護終身年金特約<認知症加算型> (2022)	第3条	ア. 第1回の介護終身年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (第2項アによる介護終身年金の場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 成年後見に関する登記事項証明書 (別表6-(2)②に該当する場面に限ります。) (5) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書 (別表6-(2)③に該当する場面に限ります。) (6) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (7) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (8) 保険証券 イ. 第2回以後の介護終身年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (介護終身年金の支払開始後に重度認知症 (別表6) に該当した場合に限ります。) (3) 成年後見に関する登記事項証明書 (介護終身年金の支払開始後に別表6-(2)②に該当した場合に限ります。) (4) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書 (介護終身年金の支払開始後に別表6-(2)③に該当した場合に限ります。) (5) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (6) 介護終身年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 年金証書
12	就業不能給付金	就業不能保障特約 (2022)	第4条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券

13	就業不能年金	就業不能保障特約 (2022)	第4条	<p>ア. 第1回の就業不能年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(5) 保険証券</p> <p>イ. 第2回以後の就業不能年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(3) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(4) 年金証書</p>
14	障害給付金	傷害特約（2022）	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 不慮の事故であることを証する書類</p> <p>(3) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(6) 保険証券</p>
15	特約保険金	リビング・ニーズ特約	第24条	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と被保険者が同一人の場合は不要）</p> <p>(4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(5) 保険証券</p>
16	入院一時給付金	医療保険（有配当/2022）普通保険約款	第1条	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書</p>
		終身医療保険（有配当/2022）[払戻金なし型]普通保険約款	第1条	<p>(4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）</p> <p>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(6) 保険証券</p>
17	長期入院給付金	医療保険（有配当/2022）普通保険約款	第1条	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書</p> <p>(4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）</p> <p>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(6) 保険証券</p>
18	手術給付金	医療保険（有配当/2022）普通保険約款	第1条	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書</p>
		終身医療保険（有配当/2022）[払戻金なし型]普通保険約款	第1条	<p>(4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）</p> <p>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(6) 保険証券</p>

19	放射線治療給付金	医療保険（有配当/2022）普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書
		終身医療保険（有配当/2022）[払戻金なし型]普通保険約款	第1条	(4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
20	生活習慣病入院一時給付金	生活習慣病入院特約（2022）	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
21	女性疾病入院一時給付金	女性疾病入院特約（2022）	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
22	がん診断治療給付金	がん診断治療特約（2022）	第3条	ア. 第1回のがん診断治療給付金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（上皮内新生物等（別表22）により支払事由に該当した場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
				イ. 第2回以後のがん診断治療給付金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

23	重度生活習慣病治療給付金	重度生活習慣病治療特約 (2022)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (第1項第1号アまたは第2号アによる請求の場合に限ります。)</li> <li>(4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (第1項第1号イまたは第2号イによる請求の場合に限ります。)</li> <li>(5) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(6) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(7) 保険証券</li> </ul>
24	重症化予防給付金	生活習慣病重症化予防特約 (2022)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (第4項による請求の場合に限ります。)</li> <li>(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>
25	重症化予防給付金	女性疾病重症化予防特約 (2022)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (第4項第1号による請求の場合に限ります。)</li> <li>(4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (第4項第2号による請求の場合に限ります。)</li> <li>(5) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(6) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(7) 保険証券</li> </ul>
26	先進医療給付金	先進医療特約 (2022)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 先進医療の技術に係る費用の支払を証する書類</li> <li>(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>
27	移植医療給付金	移植医療特約 (2022)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書および治療証明書 (移植術を受けた場合に限ります。)</li> <li>(3) 会社所定の様式による骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けた病院または診療所の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書 (骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けた場合に限ります。)</li> <li>(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>

28	特定損傷給付金	特定損傷特約 (2022)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 不慮の事故であることを証する書類</li> <li>(3) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>
29	保険料の払込免除	保険料払込免除特約 <保険料相当額給付金付>	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (第1項第2号アまたは第3号アによる請求の場合に限ります。)</li> <li>(4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (第1項第2号イまたは第3号イによる請求の場合に限ります。)</li> <li>(5) 被保険者の身体障害者手帳の写し (第1項第4号による請求の場合に限ります。)</li> <li>(6) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (第1項第5号アによる請求の場合に限ります。)</li> <li>(7) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li> <li>(8) 保険証券</li> </ul>
30	保険料相当額給付金	保険料払込免除特約 <保険料相当額給付金付>	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書</li> <li>(4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>

(注1) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(注2) 官公署、会社、工場その他の団体 (団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。) を契約者および死亡給付受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の死亡または高度障害状態を支払事由とする保険金、年金または給付金 (以下「保険金等」といいます。) の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等 (以下「死亡退職金等」といいます。) として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金等の請求の際、次の(1)または(2)のいずれかおよび(3)の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 2. その他の請求書類

		項目		必要書類・手続書類
1	保険契約の復活	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保 険約款	第16条	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社所定の告知書 (ただし、会社が必要と認めた場合は、 会社の指定した医師の診断書)
		医療保険 (有配当 /2022) 普通保険約款	第15条	
		終身医療保険 (有配当 /2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第14条	
2	払込方法の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保 険約款	第19条	(1) 会社所定の請求書
		医療保険 (有配当 /2022) 普通保険約款	第18条	
		終身医療保険 (有配当 /2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第16条	
3	保険金額等の減額	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保 険約款	第20条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
	入院一時給付金額 等の減額	医療保険 (有配当 /2022) 普通保険約款	第19条	
		終身医療保険 (有配当 /2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第17条	
4	契約者の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保 険約款	第21条	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
		医療保険 (有配当 /2022) 普通保険約款	第20条	
		終身医療保険 (有配当 /2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第18条	

5	死亡給付受取人の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第22条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
	死亡時支払金受取人の変更	医療保険(有配当/2022) 普通保険約款	第22条	
		終身医療保険(有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第20条	
	傷害疾病給付受取人の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第23条	
		医療保険(有配当/2022) 普通保険約款	第21条	
終身医療保険(有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第19条			
6	遺言による保険金等の受取人の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第24条	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
	遺言による給付金等の受取人の変更	医療保険(有配当/2022) 普通保険約款	第23条	
		終身医療保険(有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第21条	
7	契約者に対する貸付	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第27条	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
8	保険金等の受取人による保険契約の存続	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第34条	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金等の受取人が第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 保険金等の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 保険金等の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
	給付金の受取人による保険契約の存続	医療保険(有配当/2022) 普通保険約款	第33条	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金の受取人が第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 給付金の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 給付金の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
終身医療保険(有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款		第31条		
9	払戻金の支払	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第36条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
		医療保険(有配当/2022) 普通保険約款	第34条	

10	社員配当金の支払	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保 険約款	第37条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
		医療保険(有配当 /2022) 普通保険約款	第35条	
		終身医療保険(有配当 /2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第33条	
11	被保険者の死亡の 通知	医療保険(有配当 /2022) 普通保険約款	第27条	(1) 会社所定の請求書または届出書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が 認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、 戸籍抄本) (4) 死亡時支払金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券
		終身医療保険(有配当 /2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第25条	
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。				

## 別表8 入院

対象となる「入院」とは、次のものをいいます。

医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下この別表8において同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下この別表8において同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(別表14に定める病院および診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表14に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。

## 別表10 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

## 別表11 不慮の事故

対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外来の定義

	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考) 急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
<p>次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・不慮の転落・転倒</li> <li>・不慮の溺水</li> <li>・窒息</li> </ul>	<p>次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山病におけるその原因</li> <li>・乗物酔いにおけるその原因</li> <li>・飢餓</li> <li>・過度の運動</li> <li>・騒音</li> <li>・処刑</li> </ul>

表(2) 除外する事故

① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤ 次の症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> <li>イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎</li> <li>ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎</li> </ul>

## 別表12 感染症

「感染症」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当する疾病をいいます。

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」といいます。)第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうち次のもの。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)〔病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの〕

(注) 上記(1)および(2)の疾病については、当該疾病が感染症法第6条第2項から第4項までまたは同条第7項のいずれの疾病にも該当しなくなったときは、以後「感染症」には含めないものとします。

## 別表14 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金または放射線治療給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
- (2) 前(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表15 手術

### 1. 給付金の支払対象となる手術

対象となる「手術」とは、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

- (1) 公的医療保険制度（別表10）における医科診療報酬点数表<sup>【備考1】</sup>（以下この別表15において「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>【備考2】</sup>。ただし、次に定めるものを除きます。
  - ア. 創傷処理
  - イ. 皮膚切開術
  - ウ. デブリードマン
  - エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
  - オ. 抜歯手術
  - カ. 鼻腔粘膜焼灼術（下甲介粘膜焼灼術を含みます。）
- (2) 先進医療（別表29-1）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
  - ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
  - イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの。

なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、手術給付金の対象となる手術には含まれません。

### 2. 手術料が1日につき算定される手術

「手術料が1日につき算定される手術」とは、1.に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術をいいます。

### 3. 一連の手術

「一連の手術」とは、1.に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

#### 別表15 備考

##### 【備考1】 医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

##### 【備考2】 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表10）における歯科診療報酬点数表<sup>【備考3】</sup>に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとします。

##### 【備考3】 歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表16 放射線治療

対象となる「放射線治療」とは、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

- (1) 公的医療保険制度（別表10）における医科診療報酬点数表<sup>【備考1】</sup>に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>【備考2】</sup>
- (2) 先進医療（別表29-1）に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

### 別表16 備考

#### 【備考1】 医科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

#### 【備考2】 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

公的医療保険制度（別表10）における歯科診療報酬点数表<sup>【備考3】</sup>に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表<sup>【備考1】</sup>においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとします。

#### 【備考3】 歯科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表17 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
自然骨盤位分娩	○80.1
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	○81
帝王切開による単胎分娩	○82
その他の介助単胎分娩	○83
多胎分娩	○84

## 別表18 生活習慣病

対象となる「生活習慣病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性新生物・ 上皮内新生物)	<p>口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 消化器の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 骨及び関節軟骨の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 中皮及び軟部組織の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 乳房の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 女性生殖器の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 男性生殖器の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 腎尿路の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物&lt;腫瘍&gt;、原発と記載された又は推定されたもの 独立した(原発性)多部位の悪性新生物&lt;腫瘍&gt; 上皮内新生物&lt;腫瘍&gt; 性状不詳又は不明の新生物&lt;腫瘍&gt;(D37~D48)のうち、   真正赤血球増加症&lt;多血症&gt;   骨髓異形成症候群   リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物&lt;腫瘍&gt;(D47)中の、     慢性骨髓増殖性疾患     本態性(出血性)血小板血症     骨髓線維症     慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]</p>	<p>C00~C14 C15~C26 C30~C39 C40~C41 C43~C44 C45~C49 C50 C51~C58 C60~C63 C64~C68 C69~C72 C73~C75 C76~C80 C81~C96  C97 D00~D09  D45 D46  D47.1 D47.3 D47.4 D47.5</p>
糖尿病	糖尿病	E10~E14
心疾患	<p>慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患及び肺循環疾患 その他の型の心疾患 動脈、細動脈及び毛細血管の疾患(I70~I79)のうち、   大動脈瘤及び解離 循環器系のその他及び詳細不明の障害(I95~I99)のうち、   循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の、     心(臓)切開後症候群     心臓手術に続発するその他の機能障害</p>	<p>I05~I09 I20~I25 I26~I28 I30~I52  I71  I97.0 I97.1</p>
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10~I15
脳血管疾患	<p>脳血管疾患 挿間性及び発作性障害(G40~G47)のうち、   一過性脳虚血発作及び関連症候群(G45)中の、     椎骨脳底動脈症候群     頸動脈症候群(半球性)     多発性及び両側性脳(実質)外動脈症候群     一過性全健忘     その他の一過性脳虚血発作及び関連症候群     一過性脳虚血発作、詳細不明</p>	<p>I60~I69  G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9</p>
肝疾患	ウイルス性肝炎 肝疾患	B15~B19 K70~K77

腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00～N08 N10～N16 N17～N19
膀胱疾患	胆のう<嚢>、胆管及び膀胱の障害（K 80～K 87）のうち、 急性膀胱炎 その他の膀胱疾患	K 85 K 86

（注）子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「上皮内新生物<腫瘍>（D00～D09）」に含めます。

## 別表19 特定部位表

	身体部位の名称
1	眼球および付属器
2	耳（内耳、中耳および外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	肺、胸膜、気管および気管支
8	胃および十二指腸（当該部位の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸を含みます。）
9	盲腸（虫垂を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝、胆嚢および胆管
13	膀胱
14	腎および尿管
15	膀胱および尿道
17	前立腺
18	乳房（乳腺を含みます。）
19	子宮（異常分娩が生じた場合を含みます。）
20	卵巣、卵管および子宮付属器
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右股関節部を除きます。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
34	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
50	食道
51	小腸および結腸
52	睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
53	頭蓋骨
54	左肩関節部、鎖骨、肩甲骨
55	右肩関節部、鎖骨、肩甲骨
56	頸部（頸椎、椎間板、関節、筋、腱、神経）
57	胸部（胸椎、椎間板、関節、筋、腱、肋骨、胸骨、神経）
58	腰部（腰椎、椎間板、関節、筋、腱、神経）
59	骨盤（仙骨部および尾骨部、当該神経を含みます。）
60	皮膚（頭皮を含みます。）

## 別表20 女性疾病

対象となる「女性疾病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
			左記のうち、対象とならないもの
がん (悪性新生物・ 上皮内新生物)	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍> 上皮内新生物<腫瘍>	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09	D07.4、D07.5、 D07.6
	性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>（D37～D48）のうち、 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）中の、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5	
その他の 新生物	良性新生物<腫瘍>（D10～D36）のうち、 乳房の良性新生物<腫瘍> 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物<腫瘍> 卵巣の良性新生物<腫瘍> その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物<腫瘍> 甲状腺の良性新生物<腫瘍> 性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>（D37～D48）のうち、 女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> 内分泌腺の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>（D44）中の、 甲状腺 その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>（D48）中の、 乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44.0 D48.6	

<p>甲状腺の障害 および その他の内分泌腺の疾患</p>	<p>甲状腺障害（E00～E07）のうち、          コード欠乏による甲状腺障害及び類縁病態          無症候性コード欠乏性甲状腺機能低下症          その他の甲状腺機能低下症          その他の非中毒性甲状腺腫          甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕          甲状腺炎          その他の甲状腺障害          その他の内分泌腺障害（E20～E35）のうち、          クッシング&lt;Cushing&gt;症候群          卵巣機能障害          代謝障害（E70～E90）のうち、          治療後内分泌及び代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の、          治療後甲状腺機能低下症          治療後卵巣機能不全（症）</p>	<p>E01 E02 E03 E04 E05 E06 E07  E24 E28  E89.0 E89.4</p>	<p>E03.0、E03.1</p>
<p>血液 および 造血器の疾患</p>	<p>栄養性貧血          溶血性貧血（D55～D59）のうち、          後天性溶血性貧血          無形成性貧血及びその他の貧血          凝固障害、紫斑病及びその他の出血性病態（D65～D69）のうち、          紫斑病及びその他の出血性病態</p>	<p>D50～D53  D59 D60～D64  D69</p>	<p>D69.8、D69.9</p>
<p>生殖系の疾患</p>	<p>乳房の障害          女性骨盤臓器の炎症性疾患          女性生殖器の非炎症性障害</p>	<p>N60～N64 N70～N77 N80～N98</p>	
<p>妊娠、分娩 および産褥の 合併症</p>	<p>流産に終わった妊娠          妊娠、分娩及び産じょく&lt;褥&gt;における浮腫、タンパク&lt;蛋白&gt;尿及び          高血圧性障害          主として妊娠に関連するその他の母体障害          胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題          分娩の合併症          分娩（O80～O84）のうち、          鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩          帝王切開による単胎分娩          その他の介助単胎分娩          多胎分娩          主として産じょく&lt;褥&gt;に関連する合併症          その他の産科的病態、他に分類されないもの          その他の細菌性疾患（A30～A49）のうち、          産科破傷風</p>	<p>O00～O08 O10～O16  O20～O29 O30～O48 O60～O75  O81 O82 O83 O84  O85～O92 O94～O99  A34</p>	

筋骨格系 および 結合組織の 疾患	炎症性多発性関節障害 (M05～M14) のうち、		
	血清反応陽性関節リウマチ	M05	
	その他の関節リウマチ	M06	
	若年性関節炎	M08	
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09	
	その他の明示された関節障害 (M12) 中の、		
	リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャコウ<Jaccoud>病]	M12.0	
	全身性結合組織障害 (M30～M36) のうち、		
	その他のえ<壊>死性血管障害 (M31) 中の、		
	大動脈弓症候群 [高安病]	M31.4	
	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡>< S L E >	M32	
	皮膚 (多発性) 筋炎	M33	
	全身性硬化症	M34	
	その他の全身性結合組織疾患 (M35) 中の、		
	乾燥症候群 [シェーグレン<Sjögren>症候群]	M35.0	
その他の重複症候群	M35.1		
リウマチ性多発筋痛症	M35.3		
その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8		
全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9		

(注) 子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「上皮内新生物<腫瘍> (D00～D09)」に含めます。

## 別表21 悪性新生物

(1) 対象となる「悪性新生物」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I CD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> (C43～C44) のうち、	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した (原発性) 多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> (D37～D48) のうち、	
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) 中の、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性 (出血性) 血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5

(2) 前(1)において、「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

## 別表22 上皮内新生物等

(1) 対象となる「上皮内新生物等」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）のうち、 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞ 上皮内新生物＜腫瘍＞	C44 D00～D09

(2) 前(1)において、「上皮内新生物等」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

① 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞（C44）

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

② 上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）」に含めます。

## 別表23 急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる「急性心筋梗塞」および「脳卒中」とは、表(1)によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表(2)に規定するものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表(1) 急性心筋梗塞・脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表(2) 急性心筋梗塞・脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20～I 25）のうち、 急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
脳卒中	脳血管疾患（I 60～I 69）のうち、 くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

## 別表24 糖尿病・高血圧症・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎

### 1. 糖尿病・高血圧症・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎

対象となる「糖尿病」、「高血圧症」、「慢性腎不全」、「肝硬変」および「慢性膵炎」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖尿病	糖尿病	E 10～E 14
高血圧症	高血圧性疾患	I 10～I 15
慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）中の、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I 12.0
	慢性腎臓病（N18）中の、 慢性腎臓病，ステージ5	N18.5
肝硬変	アルコール性肝疾患（K 70）中の、 アルコール性肝硬変	K 70.3
	肝線維症及び肝硬変（K 74）中の、 原発性胆汁性肝硬変	K 74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K 74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K 74.5
	その他及び詳細不明の肝硬変	K 74.6
慢性膵炎	その他の膵疾患（K 86）中の、 アルコール性慢性膵炎	K 86.0
	その他の慢性膵炎	K 86.1

## 2. Keith-Wagener分類

眼底病名	Keith-Wagener 群別	眼底所見
高血圧性眼底	1群	眼底所見が軽微で細動脈の狭小化と硬化を軽度認める。
	2群	1群に比べ細動脈の変化（狭小化と硬化）が強く見られる。
高血圧性網膜症	3群	著明な細動脈の緊張亢進があり、動脈の変化は広汎かつ明瞭。眼底に血管攣縮性網膜炎（動脈の著しい狭細化、口径動揺、網膜浮腫、綿花状白斑、出血・硬性白斑あり。）
	4群	細動脈は器質的にも攣縮的・機能的にも狭細化し、汎発性の網膜症と測定可能の程度以上の乳頭浮腫が認められる。

## 3. 肝硬変の診断基準（方法）

肝硬変の診断基準（方法）は、次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。

- (1) 肝生検または腹腔鏡検査のいずれかもしくは両方による診断  
 (2) 「腹部超音波またはそれに準ずるものによる画像所見」および「血液検査」（血清アルブミン濃度またはICG試験15分停滞率）による診断

## 4. 慢性膵炎により特徴的な画像所見または組織所見が認められる状態

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

### (1) 特徴的な画像所見が認められる状態

日本膵臓学会による「慢性膵炎臨床診断基準2019」に規定する、下記の「確診所見」または「準確診所見」が認められる状態とします。

確診所見：以下のいずれかが認められる。

- 膵管内の結石
- 膵全体に分布する複数ないしびまん性の石灰化
- MRCPまたはERCP像において、主膵管の不規則な拡張と共に膵全体に不均等に分布する分枝膵管の不規則な拡張
- ERCP像において、主膵管が膵石や蛋白栓などで閉塞または狭窄している場合、乳頭側の主膵管と分枝膵管の不規則な拡張

準確診所見：以下のいずれかが認められる。

- MRCPまたはERCP像において、膵全体に不均等に分布する分枝膵管の不規則な拡張、主膵管のみの不規則な拡張、蛋白栓のいずれか
- CTにおいて、主膵管の不規則なびまん性の拡張と共に膵の変形や萎縮
- US (EUS) において、膵内の結石または蛋白栓と思われる高エコー、または主膵管の不規則な拡張を伴う膵の変形や萎縮

### (2) 特徴的な組織所見が認められる状態

日本膵臓学会による「慢性膵炎臨床診断基準2019」に規定する、下記の「確診所見」または「準確診所見」が認められる状態とします。

確診所見：膵実質の脱落と線維化が観察される。膵線維化は主に小葉間に観察され、小葉が結節状、いわゆる硬変様をなす。

準確診所見：膵実質が脱落し、線維化が小葉間または小葉間・小葉内に観察される。

## 別表28 療養

対象となる「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

## 別表29 先進医療

### 1. 先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

### 2. 先進医療の技術に係る費用

「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

## 別表30 移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術および給付割合表

### 1. 移植術

対象となる「移植術」とは、臓器または組織の機能に障害がある者に対し臓器または組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器または組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術<sup>【備考1】</sup>、肺移植術、肝臓移植術、脾臓移植術<sup>【備考2】</sup>、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術<sup>【備考3】</sup>（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植<sup>【備考4】</sup>および人工臓器<sup>【備考5】</sup>による移植術は対象に含めません。また、自家移植<sup>【備考6】</sup>および再移植<sup>【備考7】</sup>については、次の(1)および(2)の場合のみ対象に含めるものとします。

#### (1) 自家移植<sup>【備考6】</sup>

骨髄移植術<sup>【備考3】</sup>における自家移植<sup>【備考6】</sup>

#### (2) 再移植<sup>【備考7】</sup>

腎臓移植術または骨髄移植術<sup>【備考3】</sup>において、責任開始期以後に初めて当該移植術を受け移植医療給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植<sup>【備考7】</sup>

### 2. 骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術

対象となる「骨髄幹細胞採取手術」および「末梢血幹細胞採取手術」とは、次のものをいいます。

骨髄幹細胞採取手術	組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術。ただし、その骨髄幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。
末梢血幹細胞採取手術	組織の機能に障害がある者に対し末梢血幹細胞を移植することを目的とした末梢血幹細胞の採取手術。ただし、その末梢血幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。

### 3. 給付割合表

各移植術、骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象		給付割合
移植術	心臓移植術 <sup>【備考1】</sup>	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	脾臓移植術 <sup>【備考2】</sup>	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
	骨髄移植術 <sup>【備考3】</sup>	30%（2回目以降の支払は10%）
	骨髄幹細胞採取手術	3%
	末梢血幹細胞採取手術	3%

**別表30 備考****【備考1】 心臓移植術**

「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。

**【備考2】 脾臓移植術**

「脾臓移植術」には、脾臓移植は含みません。

**【備考3】 骨髄移植術**

「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法に伴う骨髄移植は含みません。

**【備考4】 異種移植**

「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。

**【備考5】 人工臓器**

「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。

**【備考6】 自家移植**

「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。

**【備考7】 再移植**

「再移植」とは、すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。

**別表31 臓器売買等の行為**

「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくは提供したことの対価<sup>【備考1】</sup>として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (2) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価<sup>【備考1】</sup>として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (3) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンをすることもしくはアッセンをしたことの対価<sup>【備考1】</sup>として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (4) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンを受けることもしくはアッセンを受けたことの対価<sup>【備考1】</sup>として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (5) 臓器または組織が前(1)から(4)までの規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出したまたは移植術に使用すること。

**別表31 備考****【備考1】 対価**

(1)から(4)までの「対価」には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器もしくは組織の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのアッセンをすることに関して通常必要であると認められるものは含まないものとします。

**別表32 特定損傷**

対象となる「特定損傷」とは、次のいずれかの損傷をいいます。

骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表33 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

※障害の図解

身体部位の名称は、次のとおりとします。

